

平成25年山武市教育委員会第12回定例会会議録

1. 期 日 平成25年12月18日(水)
2. 場 所 山武市教育委員会庁舎会議室
3. 開 会 午後1時28分
4. 出席委員 委員長 五木田 孝義
委員長職務代理者 高橋 尚子
委 員 京相 光徳
委 員 小野崎 一男
委 員 嘉瀬 尚男
教育長 金田 重興
5. 欠席委員 なし

6. 議場に出席した職員の職及び氏名

教育総務課長	小川 宏治
学校教育課長	鵜澤 政仁
学校教育課指導室長	齊田 謙一
生涯学習課長	土井 紀子
スポーツ振興課長	川島 勝喜
公民館長	市原 修
文化会館長	江澤 正
図書館長	宮負 勲
学校給食センター所長	小堀 英信
さんぶの森公園管理事務所長	齊藤 榮一
子育て支援課長	田上 和弘
事務局	
教育総務課総務企画係長	秋葉 一徳
教育総務課総務企画係	篠原 正洋

開会 委員長が挨拶し午後1時28分開会を宣する。

日程第1 ○会議録署名人の指名

五木田委員長が議長となり、高橋委員を指名する。

日程第2 ○会議録の承認

第11回定例教育委員会の会議録の一部を修正し承認。

日程第3 ○教育長報告

報告書に基づき、11月21日から12月18日までの主な業務内容について報告。(主な点は次のとおり)

11月21日 東上総教育事務所指導室訪問が大平小で行われた。同校は昨年度に職員内のまとまりを欠いていたということがあった訳だが、今年度に校長が変わり現校長のもと非常に職員の結束ができ、素晴らしい学校の状態であった。東上総教育事務所からも高い評価をいただいた。そこで感じたことは、やはりトップがただ正しいことを一生懸命ということでは、組織はまとまらない。他の要素が必要であることを改めて感じさせられたところである。

同日、第2回就学指導委員会議が行われた。これに関しては、特別支援学級を担当する教諭はどここの学校でも悩む訳だが、今、郡の校長会が特別支援学級を担当する教員を育てていこうという行動を始めており、勉強会を募ったところ郡内から33名の教員が参加し、平成25年度は6回の研修会を行っている。講師は山武北小の畔蒜校長、同校の根本教頭などの専門家が講師を務めて、次代の指導者を育成している。多少未来が明るくなったのではと思っている。

22日 山武市社会福祉大会が行われた。この大会で教育委員会の事業である少年海外派遣事業に参加した子どもたちの体験発表があり、大変立派にできたと思う。団長を務めた嘉瀬委員からもあいさつと報告があった。

同日、第2回東上総教育事務所管内教育委員会教育長会議が行われた。訪問を終えその総括と年度末人事の方針の説明があった。

23日 山武市近隣高校ソフトテニス大会が行われた。主催者側から中学校でテニスをやっても高校に入ると入部する生徒が少ない。入部しても辞めてしまう生徒が最近非常に多い。理由は、面白くないとか選手になれないとか練習がきついなど、かつてない理由で辞めていくとのことだった。生きる力、たくましさを求めている教育目標からすると少し寂しい、問題があると改めて感じたところである。

同日、第30回近隣小学校対抗駅伝大会が行われた。この大会は横芝光町教育委員会と総武ライオンズクラブが主催し、山武市教育委員会は後援を行っているが、年々参加校が増えて盛会となっている。山武市からも多くの学校の子どもたちが参加をし、しかも上位を独占するような活躍をしていたことが、大変うれしい限りであった。

24日 第8回さんむロードレース大会が行われた。後程、川島課長から報告がある

が、特徴として市内の選手の活躍が目立った大会であり、いい大会であったと感じている。

30日 山武市職員講演会が行われた。講師は中野副市長のかつての上司である外務省国際協力局の梅田局長から、国際協力の現状と課題について講義をいただいた。

12月 2日 松尾中の所長訪問をもって、山武市における指導室訪問、所長訪問の全てが終了した。今年は所長、管理課長、指導主事等々から適切な指導をいただいたというように感じている。その指導を活かしてより良い学校づくりが成されることを期待している。

3日 第2回開かれた学校づくり委員会が成東高校で行われた。成東高校は2学期制に移行するそうである。授業は50分から45分になる。入試では特に優れた点、そして、成東高校の期待する生徒像について数値化して合否を決めるというような説明を受けた。高校もこれから子どもたちの獲得、特色ある学校ということでいろいろ工夫していると感じたところである。

6日 第10回山武市学校のあり方検討委員会が行われた。同日、教職員管理職選考の一次合格発表があった。当市からは校長で6名、教頭で14名の方々が受験し校長で3名、教頭で5名が一次をクリアした。過日、模擬面接を行ったところである。

9日 第1回教育長面接が行われた。管理職についての話し合いだが、山武市は郡内においても、際立って異動の候補が多くなっている。候補として挙げられると思われる数は校長で10名、教頭で9名いる。果たしてこれだけの数の、十分にできる方々を獲得できるかどうか、大変悩むところであるがお力添えをいただきたいと思う。

11日 教育委員会協議会を開き、学校のあり方について協議を行った。

13日 市議会が閉会した。その後の議員との懇談会において、学校のあり方の課題について話をした。検討委員会からの答申が、本当に子どもたちのことを思い地域の民意を反映した形で、将来につながるものとして上がってくるかどうかというのは、事務局としてしっかり考えていかなければならないことを、議員との懇談会からも改めて感じたところである。

16日 松尾中の北田校長が報告ということで来庁した。過日、卓球の県大会があった訳だが、松尾中は準優勝という成績を収めた。通常であれば優勝校が全国大会に出る訳だが、優勝した学校の人数が出場の規定に足りないということで、松尾中が繰り上げで3月28日に島根県出雲で行われる全国大会に出場することになった。年末に入って素晴らしい朗報であり、大いにPRしていきたいと思っている。

小野崎委員：報告事項がある。12月12日に松尾中でミニ集会があった。前回の定例会の時に、統一したテーマで話をしたらどうかとのことだったので、出欠の返信用の葉書に書いておいたが、当日はそのようになっていた。北田前委員長の講演があり、その後、A、B、Cの3班に別れて松尾町の特徴をそれぞれ発表し合う機会や中学校を囲んで皆で何かできないかという論議を行った。今年は松尾高校の生徒会の役員も加わって、私の班でも全体報告をさせていただいたが、小中高が連携してあいさつ運動を皆でやろうという話が持ち上がったので、これは高校といつからどのようにするかということで、高校と中学の生徒会同士で話をしようということになった。具体的には現場の生徒間の話し合いということになったが、非常によかったと思っている。去年はほとんど学校の報告だけで終わってしまったので、今年は違った趣があったと思った。1月に京相委員も参加されるようなので、何か話題を提起していただきたいと思う。

委員長：協議第1号「要保護・準要保護児童生徒の認定について」は公開に適さない事項であり、協議第3号「平成26年度当初予算(案)について」は議会の提出前であることから、教育委員会会議規則第12条の規定により秘密会としたい旨、提案。
(「異議なし」の声)

日程第4 ○協議事項

協議第1号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

学校教育課長：新規4世帯4名について説明。

※4世帯4名について認定。

協議第2号 山武市芸術文化スポーツ活動報奨金制度について

教育総務課長：本件については、本市における芸術文化・スポーツ活動の一層の振興を図ることを目的とした、山武市芸術文化スポーツ活動報奨金の制度化について協議を求めるものである。本案については、この夏くらいの時期から定例教育委員会の中でもいろいろ意見をいただいて、学校のクラブ活動で全国大会、関東大会等に出場した時には補助金の制度があり、その制度を利用して活動ができるが、部活動に入っていない人が全国大会等に出場した時の扱いに、差が出てしまうことはどうかということがあり、何とか制度化できないかということで、今回協議事項にあげさせていただいた。審議いただき次回の定例会で議決事項の議案として提案する考えでいる。(以下、資料に基づき、制度概要及び報奨金交付要綱(案)等について説明。)

【制度概要】近年、本市において芸術文化分野あるいはスポーツ分野での市民(小・中学生、一般)の活躍が目覚ましい状況にあり、関東大会や全国大会にも数多く参加している。しかしながら、学校の部活動以外で精励している者については、その功績に対して顕彰する制度がなく、現状は市長への表敬訪問の際に交際費から支出されている。教育委員会として、本市における芸術文化スポーツ活動の振興・活性化を図るため、「山武市芸術文化スポーツ活動報奨金制度」を新設するもの。

※原案のとおり了承。

協議第3号 平成26年度当初予算(案)の概要について

各所属長より資料に基づき、主な当初予算(案)の概要を説明。

※原案のとおり了承。

協議第4号 山武市立小学校及び中学校就学区域に関する規則の一部改正について

学校教育課長：山武西小の中学校区については、山武南中学校となっている。ただし、一部「神野、野馬木戸、西外野」については、山武中学校区となっている。現在、「神野、野馬木戸、西外野」地域の子どもは、就学指定変更申請書を提出のうえ、許可を得て山武南中学校へ就学している状況である。このような実態から中学校就学区域（山武中学校、山武南中学校）の改正について協議をいただきたい。（以下、資料に基づき、規則の改正内容を説明。）実態としては、山武西小学校の神野、野馬木戸、西外野地区に居住しているお子さん、本年度の卒業生も含め過去5年間で、この3地区に居住しているお子さんは34名である。その内、山武中学校へ進学をした、若しくは希望している人は1名であり、その他33名は山武南中学校へ通っているのが現状である。山武西小学校が開校した当時、中学校は山武中学校のみだったので全員が山武中学校へ進学していた。この3地区は距離的には山武中学校の方が近く、誰もが山武中学校へ進学することを希望していたので、当初は規則のただし書きの区分のとおりとした。しかし、現在は山武西小学校の多くのお子さんが山武南中学校へ進学している。先程申し上げた過去5年間の実績でも1名のみ山武中学校へ進学という現状にあるので、地域の方々の理解としても山武西小学校を卒業したら、山武中学校へ進学という考えが定着したものと判断し、就学区域を改正しようとするものである。

嘉瀬委員：3つの地区の子どもたちが山武南中へ行く理由は、単純に同じ小学校の子どもたちと一緒にいきたいということか。

学校教育課長：そのとおりである。

嘉瀬委員：これから学校のあり方の問題を検討していく際に、こういう意識の問題というのが影響してくると思う。ただ単にいままで一緒だった子がいるから、行きたいということで学校を変えるというのはどうなのか。

委員長：この改正案の方がすっきりすると思う。

学校教育課長：当時、移行するにあたって例外的にこの3地区だけ分けた。そういう要望が多かったということ。

委員長：文科省ではいじめなどの背景もあり、学区は弾力的にしてよろしいということであるが、小学校区で中学校区をはっきりさせることはいいと思う。

※原案のとおり了承。

休憩 14:45から

14:55まで

日程第5 ○報告事項

報告第1号 山武市議会第4回定例会の報告について

教育総務課長：資料に基づき、11月29日、12月2日の一般質問(教育部に関する内容のみ)の概要を報告。

京相委員：市川議員からのアレルギー関係の質問に関して、先日も新聞報道等もあったが、89名の児童生徒に配慮が必要とのことだが、これは保護者から配慮して欲しいというものなのか、医師から気を付けた方がいいという趣旨の指示があつてのことなのか。単純に子どもにアレルギーがあるということなのか。それについてはどういう調査が行われているのか。

学校教育課長：これについては、医師から直接に指示があるものだけでなく、保護者の要望によるものもある。給食センターでもそういうデータを持っていて、除去食については山武市では行っていない。そういう中に何が含まれているかの配合表を保護者の方に配布している。そのデータについては、医師からの申告ではなく保護者からの申告に基づくものである。

委員長：食物アレルギー調査については、給食センターで行っているのか。

学校給食センター所長：就学前の子どもたちに行う調査を基にしている。

高橋委員：以前に成東東中学校で甲殻類がだめな生徒がいて、給食そのものには出ていなかったがスープの中に溶け込んでいて、アナフィラキシーショックのような状態で医療機関に運ばれた生徒がいた。そういう時にエピペンというのは学校で準

備するものなのか、個人で準備するものなのか。

学校教育課長：私どもが調べたなかでは、医薬品でありその患者に医師から処方されるものであって、学校が要望したから貰えるものではないということである。学校がそれを預かれるかどうかという問題については、保護者からの要望により学校は預かることができ、それを接種することもできるということである。

高橋委員：誰でも接種できるものなので、他校の事例で亡くなってしまった子は、自分で接種しなくていいと言ったようだが、それについては入学時に確認した方がいい。

学校教育課長：毎年の健康診断の前に健康調査票を各保護者へ配布し、見直しをいただいている。アレルギー症状があれば調査票に記入する項目があるので、そこで確認している。

高橋委員：今まで大きな事故はなかったが、今後あるかもしれないので確認をお願いする。

京相委員：学校としてはパッチテストを行うことは考えていないのか。

高橋委員：血液検査など。

学校教育課長：全児童生徒に対しての検査は行っていない。

嘉瀬委員：市川議員からの質問で、アレルギーに関する情報は個人情報により緊急時に活用できないと伺っているとあり、それに対しそのとおりでであると答弁しているがそれでいいのか。その情報が緊急時に活用できないというのは、何のための情報なのか。緊急時というのはどういうことか。

学校教育課長：この質問の前の答弁にもあるように、食物アレルギーを含む健康調査票は4月当初に全員に行う。その中からアレルギー症状を持っているお子さんについては、養護教諭が一覧表にして全職員に周知をしている。この緊急時に活用できないかということに対しては、これを消防署員に見せているかどうかということで、養護教諭は即座に対応でき学校内では十分活用されている。

嘉瀬委員：それであればいいが、答弁の内容を見てこれで大丈夫かと心配した。

学校教育課長：市川議員との話の中で、消防署員が学校に来た時に調査票を見せてあげれば、消防署員が助かるのではという話があり、現在それはしていないと回答した。消防署員もそれには頼らず自分たちの判断で対応するということである。ということから消防署員には見せていないということである。

高橋委員：本当だったら見せた方が消防署員の判断材料になると思う。

学校教育課長：保護者の理解を求められるよう検討していく。

子育て支援課長：こども園としては、渋川市の子ども安心カードは、保護者から見せていいという承諾をいただいているので、そのまま緊急時には渡して確認をしているスタイルとなっており、それをやったらどうかということで、基本的な情報は

山武市でも取っているので、工夫して使えるように考えていきたいと答弁している。

教育総務課長：もし、同意を得ていなかったとしても、緊急時かつやむを得ない場合の個人情報の開示については、除外規定で開示していいことになっているので、見せてしまって、後で何故見せたのかという話になったとしても、十分対抗できる条例になっている。これについては運用で出来る話であると思う。

高橋委員：ショック状態になっている子どもは自分から言えない訳なので、見せた方が絶対にいいと思う。

小野崎委員：高橋議員からのこども園についての質問で、山武地域は公私連携とあり、今後、公私連携という形で運営主体は民間に委ねるという答弁をしているが、公私連携と公設民営とはどのような違いがあるのか。

子育て支援課長：公設民営という今までの考え方というのは、答弁の中で従来は指定管理者といているが、基本的にあくまでも市の事業として市が委託するという形で委託先が実際に運営するものを公設民営という言い方をしていた。今後については、特に、今山武市が進めているのは幼保連携型の認定こども園。幼保連携型というのは幼稚園と保育所が合体したもので、平成27年度からはそれが1つのシステムに変わっていくが、あくまでも幼稚園という括りがあり、学校教育法の関係で民間には委託が出来ないという制度になっている。そこで新たに国が考え出したのが公私連携だが、これはあくまでも市が施設をもっていて民間に委託して運営するのではなく、全てのを民間に譲って民間が施設を管理して運営をするという制度に変わっていくもの。ただ、その中に市の考え方などを覚書などで互いに調整をして、市の考える教育、保育を実施していくための民間の施設というような作り方をするのが公私連携型ということである。単純にいうと管理する施設は譲渡なり無償貸与なり何らかの方法で、民間側に渡さなければいけないという部分が今までと違うところである。また、まつおこども園は保育所に幼稚園部分を設けた保育所型であるが、保育所型については従来の公設民営という形で指定管理者制度が導入できる。幼稚園ができないということなので、まつおこども園は幼稚園と同じ機能をもった短児部を行っているが、正式な学校教育法の幼稚園ではない無認可の幼稚園である。

報告第2号 いじめ防止対策推進法への対応について

学校教育課指導室長：いじめ防止対策推進法については、平成25年9月28日施行となっている。この推進法の内容は35条に渡っており、その他に衆議院で附帯決議案7本、参議院で8本というような構成になっている法律である。概要としては、総則としていじめについて定義している。新たに加わったものとしては、インター

ネットを通じて行われるものを含むという部分が盛り込まれている。また、いじめ防止等のための基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めるように求められている。それを受けた基本方針の方向性については、国、地方公共団体及び学校は、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針を策定することとされている。また、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとされている。そのいじめ問題対策連絡協議会ではどのようなことをやっていくのかということでは、いじめ防止等に関する措置として、①道徳教育の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動という項目が示されている。また、このいじめ防止等に対する措置を実効的に行うために、いじめ防止対策に関わる組織を置くことが示されている。その組織には、構成員として複数の教職員、心理、福祉等の専門家等を含めるようになっている。個別のいじめに対しての学校がすべき措置としては、①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言や所轄警察署との連携。懲戒、出席停止制度の適正な運用等ということも求められている。

重大事態への対処ということでは、重大事態とは、(ア)いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとされており、これは学校が重大事態と認識しなくとも、子どもや保護者から重大事態だという申し出があった場合は重大事態と捉えるようになっている。(イ)いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときということで、相当の期間学校を連続して1週間休むようであれば、それは疑いをかけていろいろと聞き取りや調査をすることは当然だが、ここでの期間は年間30日の長欠ということで、これが(ア)に関わるような事項から疑われるときには重大事態と捉えるということである。(以下、資料に基づき、地方公共団体、学校が行う具体策について説明。)

【対策の概要】

- ・地方公共団体では、(1)地域基本方針の策定(任意)、(2)いじめ問題連絡協議会の設置(任意)、(3)教育委員会の附属機関の設置(任意)
- ・学校では、(1)いじめ防止基本方針の策定(必須)、(2)いじめ防止対策等の対策のための組織の設置(必須)

重大事態発生の場合の対応については、学校で重大事態が発生した場合、学校は必ず市教育委員会に報告する義務がある。市教育委員会は市長への報告と調査をしっかりと行い事実関係を明確にすることになる。この調査を学校が行うか教育委員会が行うかの判断は教育委員会が行うこととなる。また、調査結果が不十

分であると認められた場合は再調査の要請もできることとなっている。なお、調査結果については、当事者及び保護者への説明義務があり、9月28日以降の事案についてはこの法律が適用される。現在、市教育委員会独自で2学期のいじめの調査を行い、結果を集約しているがその中で重大事態という事案があれば、この法律に基づいた対応が必要になるという状況である。また、学校でのいじめ防止基本方針の策定にあたっては、県から講師を招いて1月23日に教頭、生徒指導担当を集めて研修会を行う予定である。

小野崎委員：学校で策定する必須の事項についてはいつまでに策定するのか。

学校教育課指導室長：平成25年度末までである。

報告第3号 平成25年度卒業式・26年度入学式の対応について

学校教育課指導室長：今年度末の卒業式と来年度の入学式の日程が決まったことから、各校への出席者についてご検討いただきたい。

※各委員の話し合いによりの出席予定者を決定。次回定例会で資料提示し再度確認を行うこととなった。

報告第4号 第8回さんむロードレース大会について

スポーツ振興課長：第8回さんむロードレース大会の参加者は2,357名で前回と比べ98名増加した。主に市内小学生高学年、中学生の方々が多く参加したことが増加の要因である。（以下、資料に基づき、各種目の入賞者を報告。）

報告第5号 スポ・レク山武2013について

スポーツ振興課長：11月17日に東金アリーナにおいて、スポ・レク山武2013が開催された。（以下、資料に基づき、各種目の結果を報告。）なお、閉会式において、スポーツ推進委員の郡表彰が行われ、神崎委員が功労者表彰を受賞した。

報告第6号 山武市公共施設予約システム進捗状況について

スポーツ振興課長：資料に基づき、山武市公共施設予約システム進捗状況について説明。平成25年8月末から11月末までの進捗状況を説明。約1週間程度の作業遅延はあるものの全体の進捗に対しては問題ないことを報告。また、12月以降の作業内容を説明し、4月からの稼働に向け準備を進めていることを報告。

委員長：4月からインターネットでの予約ができるということでもいいか。

スポーツ振興課長：4月からの予約開始に伴い規則の改正を行う予定である。準備が整

った後に協議をしていただきたいと考えている。

京相委員：抽選申し込みということは、インターネットで申し込んで早い者勝ちではないということか。

スポーツ振興課長：抽選を行うための一定期間を予め設けて、同じ申込みが複数あった場合は、システムで自動的に抽選を行い、申込者に結果をメールにてお知らせすることとしている。

京相委員：市内と市外の利用者の申し込み期間は違うのか。

スポーツ振興課長：市内の利用者は2ヶ月前から、市外の利用者は1ヶ月前の予約を予定している。

報告第7号 山武市住民基本台帳カードと図書館利用カードのワンカード化について

図書館長：この事業については平成25年度事業として調整している。内容については、新たに住民基本台帳カードを発行する際に、同時に図書館でも使用できるように1つのカードにまとめるというものであり、希望される方についてはそのようにしていくということで、住民基本台帳カードの利用促進につなげるというものである。（以下、資料に基づき、サービスの対象者、運用イメージ、配布予定数について説明。）これに伴い条例の改正と規則の改正が必要となってくる。条例は住民基本台帳カードの利用に関する条例(主管課は市民課)。規則は図書館管理運営規則である。

報告第8号 第1回子ども・子育て会議について

子育て支援課長：資料に基づき、第1回子ども・子育て会議の要旨を説明。9月の定例教育委員会において、設置条例を議会へ提案したことを報告させていただいたが、その後、10月1日に施行され、先日の11月5日に第1回の会議を開催したことから、その内容について報告する。委員は、前身の公立幼稚園・保育所のあり方検討委員会の委員を中心に調整することとしていたが、子ども・子育て会議は、あり方検討委員会のように、こども園の検討ではなく市の子ども・子育て支援の協議をするということなので、委員構成を変えたことから、入れ替えとなった委員もあり、委員については名簿のとおりとなっている。会議は11月5日、午後1時30分から3時頃まで、20人の委員のうち高橋委員長職務代理にも参加いただき、16人の参加を得て、第1回会議として、運営に関する事項、会議設置の趣旨、平成25年度の具体的協議内容などを説明するため開催した。具体的には、委嘱書の交付、会長、副会長の選任、会議設置の趣旨の説明、国の子ども・子育て支援新制度の概要、その業務の過程でのニーズ調査の実施、山武市の現状などを説明した。会議では、初めに市長不在のため、副市長があいさつ及び委嘱書を交付、保健福祉

部長から会の趣旨を説明。その後、会長及び副会長の選任が行われ、会長には、公立幼稚園・保育所のあり方検討委員会で委員長をされていた岡村新吉委員が、また、副会長には、城西国際大学福祉総合学部助教の大内善広委員が選任された。議題は、子ども・子育て支援新制度の概要、ニーズ調査の実施について、山武市の現状について説明した。第1回の会議での協議事項は、ニーズ調査の実施についての協議が中心だったことからこのことについて説明する。ニーズ調査は、平成27年度から5年間の確保すべき教育・保育・子育て支援事業の量の見込みを算出し、子ども・子育て支援事業計画を作成する目的のため実施するものである。山武市では、就学前児童のいる世帯のほか、学童クラブのニーズを把握するため、小学生がいる世帯も実施するということで、2つのニーズ調査を実施することとしている。就学前児童は、小学校に就学する前の子どもの保護者約1,640人を対象としている。回答は兄弟がいる場合は一番下の子について答えていただく。小学生は、平成27年度から新制度が始まるため、その頃6年生になる小学4年生以下の小学生の保護者約1,360人を対象としており、回答は小学生についても兄弟がいる場合は一番下の子について答えていただく。また、両方の子どもがいる場合は、2つの対象になる。実施時期は、就学前児童については、本日または明日配布し、12月26日までを期限とする。小学生は1月10日に配布し1月16日までに回収することとなっている。配布の方法は、就学前児童用は全てメール便で送付し、着払いで回収する。小学生用は配布回収とも小学校にお願いすることとしている。質問項目は資料のとおり、ほとんどの設問が国で設定したものとなっており、山武市の現状に合わせ表現を変えた程度となっている。市独自の設問は、小学生用には、子どもの日常生活についての独自問題があるものの、その他は、市の施策の評価か国の設問に対する補足質問のようなものが増えている。その他、以前実施した次世代育成支援地域行動計画策定時に実施したアンケート内容について、その後の状況を把握するという部分を加えてある。今回急いでこの会議を開催したのは、国が示すスケジュールがあり1月末までには、ある程度の量の見込みを報告することとなっておりそれには期間がないことから、事前に調査票を委員に配布させていただき、基本的には国の求める指標を用いて調査項目を組み立てているため、質問項目の変更は難しい旨の説明した中で、委員から意見をいただいたところである。その結果、回答数の制限や分かりやすい表現の提案をいただいた。今回、既にアンケート調査票は調整し発送の準備をしていたが、この会議でいただいた意見については、会議後に検討させていただき、すべて意見を取り入れ修正し対応を行った。会議の最後で今後のスケジュールとして、今後2回ほど開催予定であることを伝え会議が終了した。今後においてもこの定例会で、量の見込みの算出などそれぞれの場面で報告をさせていただく。

報告第9号 平成26年度こども園・幼稚園入園応募状況について

子育て支援課長：資料に基づき、平成26年度こども園・幼稚園入園応募状況を説明。こども園短児部・幼稚園の入園募集については、11月11日から11月29日まで入園届を受け付けた結果、全体で184人の新規の申請があったところである。園別では、なるとうこども園44人、なんごうこども園9人、しらはたこども園38人、まつおこども園12人、おおひらこども園14人、日向幼稚園45人、むつみのおか幼稚園22人の申請があり、募集人員は各年別に設定しているがそれを超えたのは、しらはたこども園短児部の3歳児が2名、おおひらこども園短児部の3歳児が2名であった。募集要項では、募集人員を超えた場合には抽選としているが、どうしても入園させたい意向等があったことから、現在、このオーバーした人員の対応について、国、県に定員の考え方について確認を行っている。1クラスの人員、面積要件の考え方などについて確認をし、できるだけオーバーしている人員を受け入れるという方向で進めている。具体的な内容が見えてきたので抽選せずに入園させたいと考えている。また、参考までに現在のこども園の長児部の見込みを加えると、なるとうこども園が定員240人のところ229人、なんごうこども園が定員155人のところ102人、しらはたこども園が定員210人のところ176人、まつおこども園が定員150人のところ143人、おおひらこども園が定員140人のところ94人、日向幼稚園、定員240人のところ93人、むつみのおか幼稚園は定員120人のところ54人となっているが、こども園長児部の人数については毎日変化している状況である。今回示した数字はあくまでも現時点の見込みの数字である。

委員長：受け付け状況を見ると全体的には若干の余裕があるということか。

子育て支援課長：余裕がある部分とない部分があるという状況である。かなり余裕がある園もある。

高橋委員：むつみのおか幼稚園は3歳児の受け入れを行っていないが、定員数が120人で現在54人という申込状況を見ると、3歳児の受け入れを行ってもいいのではないかと思うがどうか。

子育て支援課長：園の部屋数が4部屋、各年児で2部屋を定員で見込んでいた状況では、今年度は4クラスあるが、来年度は現在の状況では3クラスになる見込みである。そういう状況の中で、3歳児の受け入れを始めてしまって、その翌年度に4、5歳児が各2クラスになると、受け入れる部屋がない。今年度はやっても来年度はやらないような対応はできないということがある。保護者としてはやる、やらないがまちまちだと困るということである。

報告第10号 1月の行事予定について

出席した各所属長から1月の行事予定について報告。

その他（発言順に大要を記載）

- 文化会館長：イベント情報誌「かなでる」について、今回から有料広告(1枠8,000円)を実施し財源化を図ったことを報告。
- 図書館長：図書館の年末年始の休館日(12月29日から1月4日まで)を報告。
- さんぶの森公園管理事務所長：ローラー滑り台の基礎工事開始と幼児の遊び場がないという要望から今ある材料で砂場を設置したことを報告。
- 学校給食センター所長：給食が12月19日で終了し1月8日から開始することを報告。
- 学校教育課長：校長会の要望に対する回答書について報告。成東東中学校で使用しているペレットストーブについて、ペレットの放射能検査の結果から山武市産のペレットの使用を再開したことを報告。
- 学校教育課指導室長：教育委員会ジャーナル(事故等)について報告。
- 教育長：給食費の値上げについて議会全員協議会で報告した。特段意見もなく理解をいただけたことから、予定通り来年4月から値上げを実施する。
- 子育て支援課長：報告第1号で小野崎委員より質問のあった、公設民営方式について追加配布資料に基づき説明。

7. 閉会 午後4時41分